

## 立川市自転車施策推進協議会について

○立川市自転車等放置防止条例（昭和59年3月31日条例第9号）抜粋

（協議会の設置）

**第9条の4** 自転車の活用の推進及び自転車等の駐車対策（以下「自転車施策」という。）に関する重要事項を調査審議するため、立川市自転車施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条に規定する自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画に関する事項
- (2) 放置禁止区域の指定、変更及び解除に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 自転車施策に識見を有する者 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内
- (4) 関係交通事業者の職員 4人以内
- (5) 自転車施策に関係を有する団体の構成員 4人以内

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

○立川市自転車等放置防止条例施行規則（昭和59年11月1日規則第30号）抜粋

（会長及び副会長）

**第11条** 条例第9条の4に規定する立川市自転車施策推進協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第12条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。